

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 5月26日

【会社名】 株式会社ライフコーポレーション

【英訳名】 LIFE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼CEO 清水 信 次

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目 6番 2号

同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。

東京都台東区台東一丁目 2番16号（東京本社）

【電話番号】 03（5807）5111（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員法務・審査部長 西 村 寿 仁

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区台東一丁目 2番16号（東京本社）

【電話番号】 03（5807）5111（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員法務・審査部長 西 村 寿 仁

【縦覧に供する場所】 株式会社ライフコーポレーション大阪本社  
（大阪市淀川区西宮原二丁目 2番22号）

株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

## 1【提出理由】

平成26年5月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日  
平成26年5月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円50銭 総額 652,525,575 円

(2) 効力発生日

平成26年5月23日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,300,000,000 円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,300,000,000 円

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 事業内容の多様化に対応できるよう、事業目的に「インターネットを利用した電子商取引業」と「発電および管理・運営ならびに電気の売買に関する業務」を追加する。
- (2) 株主総会の特別決議の定足数を緩和する旨の規定を新設する。
- (3) 株主総会参考書類等に表示すべき情報を、インターネット開示により、みなし提供できるようにするための規定を新設する。
- (4) 経営環境の変化に迅速に対応し、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮する。
- (5) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設する。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、清水信次、下吉博孝、岩崎高治、並木利昭、内田良一、高橋典久、幸 英樹、角野 喬、森下留寿、堤 はゆるの各氏を選任する。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任される角 董雄、大山綱明、福田雅則の3氏に対し当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	475,141	30	0	(注)1	可決 95.88%
第2号議案 定款一部変更の件	469,689	5,482	0	(注)2	可決 94.78%
第3号議案 取締役10名選任の件				(注)3	
清水信次	473,944	1,227	0		可決 95.64%
下吉博孝	473,931	1,181	59		可決 95.63%
岩崎高治	473,990	1,181	0		可決 95.65%
並木利昭	473,931	1,181	59		可決 95.63%
内田良一	473,931	1,181	59		可決 95.63%
高橋典久	473,796	1,316	59		可決 95.61%
幸 英樹	473,796	1,316	59		可決 95.61%
角野 喬	473,931	1,181	59		可決 95.63%
森下留寿	475,092	20	59		可決 95.87%
堤 はゆる	472,054	3,117	0		可決 95.25%
第4号議案 退任取締役に対し 退職慰労金贈呈の件	474,349	822	0	(注)1	可決 95.72%

(注)1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権行使をすることができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上